

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為等を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の規定に基づき、没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則を次のように定め、公布する。

平成12年1月21日

富山県公安委員会規則第1号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

富山県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項及び不正競争防止法第35条第3項の富山県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 富山県警察本部長の職にある者
- (2) 富山県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

- 1 この規則は、組織的犯罪処罰法の施行の日（平成12年2月1日）から施行する。
- 2 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年富山県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成14年9月13日公安委員会規則第10号）

この附則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月16日公安委員会規則第7号）

この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第54号）の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。